

# 「スーパーフリーローン SMBC ファイナンスサービス型」

## 商品概要説明書

(令和2年7月1日現在)

商品名	スーパーフリーローン SMBC ファイナンスサービス型
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就学されるご子弟の教育に関する資金が対象です。</li> <li>●ご本人または同居のご家族が所有するための既存住宅の増改築・改装・補修およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。</li> <li>●その他資金使途が明確で購入先へ資金の振込ができるものを対象とします。(但し、負債整理及び事業資金は不可)</li> </ul>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区内に居住する者または地区内に勤務地を有する者で組合員であること。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。</li> <li>●お借入時の年齢が18歳以上であり、最終償還時の満年齢が76歳未満の方。</li> <li>●安定継続した収入のある方。</li> <li>●当JAが指定する保証機関(SMBCファイナンスサービス株)の保証が受けられる方。</li> </ul>
借入金額	●1000万円以内、所要額以内とし、1万円単位とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●6ヶ月以上10年以内、1ヶ月単位とします。</li> </ul> <p>但し、教育関連資金の場合は6ヶ月以上15年以内とします。</p> <p>※据置期間は、最長6年6ヶ月以内かつ就学期間内で借入期間に含まれます。</p>
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。</li> <li>●金利は、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</li> </ul>
返済方法	●元利均等返済(毎月の返済金額が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する)のいずれかをご選択いただけます。
担保	●不要です。
保証人	●当JAが指定する保証機関(SMBCファイナンスサービス株)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。但し、SMBCファイナンスサービス株が必要と認めた場合は徴求するものとします。
保証料	●金利に上乗せして頂きます。
手数料	●不要です。
徴求書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人確認資料(写)</li> <li>●健康保険証(写)</li> <li>●所得証明資料(写)但し、お申込金額が500万円以内であれば原則不要です。</li> <li>●資金使途確認資料</li> <li>●借換資金の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既ローンの償還表もしくは残高証明書(写)</li> <li>・償還実績のある場合はその返済実績が記載された通帳(写)</li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>●現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●苦情処理措置</li> </ul> <p>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)またはリスク管理室(電話:0898-34-1854)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p>

また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所（電話：089-948-5656）でも、苦情等を受け付けております。

●紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク管理室または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。

愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）



JAおちいまばり